

2017

知っているのと得をする経営者のための

実用ガイド

税金や保険等に関する最新情報をまとめました
日常の仕事や経営計画に役立つ情報です

- ① 税のカレンダー
 - ② 印紙税額一覧表①
 - ③ 印紙税額一覧表②
 - ④ 青色申告
 - ⑤ 健康保険の給付
 - ⑥ 国民健康保険の給付
 - ⑦ 厚生年金保険の給付
 - ⑧ 国民年金の給付
 - ⑨ 労災保険の給付
 - ⑩ 雇用保険の給付
 - ⑪ 社会保険関係届出事項一覧
 - ⑫ 労働保険関係届出事項一覧
 - ⑬ 経費一覧
 - ⑭ 郵便料金表
 - ⑮ 年齢早見表・複利表
- 住所録

実用ガイド

1

税のカレンダー

月	日	内 容
1	20	●源泉所得税の納付期限（年2回納付の特例適用者）前年7月から12月までの徴収分を納付
	31	●支払調書の提出期限 ●源泉徴収票交付期限（年末調整期限） 交付先…所轄税務署長及び受給者 ●給与支払報告書の提出期限 提出先…給与の支払を受けている者の住所所在地の市町村長 ●固定資産税の償却資産に関する申告期限
2	16	●所得税の確定申告受付開始
3	15	●所得税確定申告期限、贈与税申告期限、個人の道府県民税・市町村民税・事業税及び事業所税の申告期限 ●個人の青色申告の承認申請期限（この日までに青色申告や専従者の承認申請を行います）
	31	●個人事業者の消費税・地方消費税確定申告期限
4	30	●公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告期限
5	31	●確定申告税額の延納届出による延納税額の納付期限
6	30	●個人道府県民税及び市町村民税の納付期限 納期限…6月、8月、10月及び1月（均等割のみを課する場合にあっては6月中）において市町村の条例で定める日
7	10	●源泉所得税の納付期限（年2回納付の特例適用者）本年1月から6月までの徴収分を納付 ●労働保険の申告納付、分割納付の場合には10月（第2期分）、1月（第3期分）になります
	31	●所得税第1期分予定納税期限 前年の所得税額が15万円を超えた場合、本年の所得税をあらかじめ3期に分けて納める制度です
8	31	●個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告・納付期限（前年の確定消費税額が48万円超400万円以下の事業者、400万円超の場合、金額に応じ数回に分けて納付します） ●個人事業税の納付（第1期分） 納期限…8月中において都道府県の条例で定める日
11	30	●所得税第2期分予定納税期限 ●個人事業税の納付（第2期分） 納期限…11月中において都道府県の条例で定める日

※金融機関等が休日の場合は翌日になります。